

11月14日 「天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議」
帝京大学特任教授 今谷 明 氏 提出資料

- ① 象徴、すなわち国民の“旗印”と考えられている。また歴史的に天皇は早く（9世紀）統治を離れ、時間・空間の抽象的支配者と考えられてきた。従って権力に正統性を付与する伝統的存在として永く執政家（摂関・院・幕府）によって擁立され、維持されてきた歴史をもつ。憲法上の“象徴”とは如上の経緯を踏まえて理解される必要がある。
- ② ①により、天皇はその存在自体が重大・貴重なもので、国事行為・公的行為は必ずしも天皇御自身でなされる必要はない。皇太子・皇太弟ら皇族に代行をお願いしても一向差支えはない。
- ③ 被災地慰問など、少々間口を拡げられすぎた嫌いがある。日本は災害列島で、被災地すべてを慰問は不可能であり、天皇が幾人おられても間に合わない。慰問は極力お止めになり、“お言葉”のみで充分である。
- ④ 摂政の設置によって、御多忙の対応は可能であろう。しかし現状の程度では、摂政設置の必要も必ずしもないのではないか。まず2人の皇子に国事行為・公的行為を極力譲与されることであろう。そうなったところで、国民は断じて天皇の懈怠などとは思わない。
- ⑤ 憲法4条2項の国事行為委任こそ、御高齢の現状にかんがみて、最も適した対応であろうと思われる。従って、摂政設置には及ばない。
- ⑥ 陛下は退位を御希望と拝される。北欧系の諸外国の君主の事例等に鑑みて退位を御希望なのであろう。それも一案ではあるが、⑦⑧にかかわる諸事情があつて問題なしとしない。かなり困難なのではないか。
- ⑦ この点について、与野党の見解が分れているのが現状である。すでに政治問題化している。天皇の問題について、国論一致せず、与野党不一致のさい、近代憲政史上では極めて遺憾な処理が行われ、禍根を残した。明治末の南北朝正閏問題、昭和初の天皇機関説問題、国体明徴運動、統帥権干犯問題等である。従って今回の御退位の問題も、与野党一致するまで見送りが相当と思われる。たとい陛下の切望といえども政府が無条件で対応する必要はない。

- ⑧ 退位後は“太上天皇”と称するのが慣例である。しかし問題は退位後の“前天皇”を国民がどう見るかである。太上天皇の方が国民の注目が集まり、天皇より上皇の“お言葉”に国民が影響を受ける、すなわち、天皇より上皇の方が権威をもつ（権威の分裂）という事態があり得る。この点で日本は独特の伝統があり、生前御退位には余程慎重でなければならない。

（帝京大学特任教授 今谷明）